

一般社団法人岩手県獣医師会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人岩手県獣医師会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を岩手県盛岡市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、獣医学術の振興・普及、獣医療・獣医事の向上、獣医師の福祉と社会的地位の向上を図ることにより、動物に関する保健衛生の向上、畜産の振興、公衆衛生の向上、動物の福祉及び愛護の増進、自然環境の保全並びに人と動物が共生する社会に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 獣医学術の振興・普及、獣医療技術の向上及び調査研究に関する事業
- (2) 獣医学術に関する情報提供等に関する事業
- (3) 動物福祉・愛護及び適正管理に関する事業
- (4) 野生鳥獣保護及び自然環境・生態系保全に関する事業
- (5) 狂犬病予防の推進に関する事業
- (6) 獣医療・獣医事の推進に関する事業
- (7) 家畜衛生及び公衆衛生の向上に関する事業
- (8) 畜産の振興に関する事業
- (9) 食鳥検査に関する事業
- (10) 会員の互助・福利厚生及び表彰慶弔に関する事業
- (11) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、岩手県において行うものとする。

第3章 会員

(法人の構成員)

第5条 この法人に次の会員を置く。

- (1) 正会員 岩手県内に居住又は就業している獣医師であって、次条の規定によりこの法人の会員となった者

- (2) 賛助会員 この法人の事業に賛同する個人又は団体であって、次条の規定によりこの法人の会員となった者
 - (3) 名誉会員 正会員のうちこの法人に功労があった者で、総会において推薦された者
- 2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

(会員の資格の取得)

第6条 この法人の会員（名誉会員を除く。）になろうとする者は、理事会の定めるところにより申込みをし、会長の承認を受けなければならない。

(経費の負担)

第7条 この法人の会員（以下「会員」という。）は、事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、総会において定める会費等に関する細則に基づき、会費を支払う義務を負う。

(任意退会)

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この法人の定款、規則等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

2 除名の議決があったときは、その理由を明らかにした書面をもってこれを当該会員に通知するものとする。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払義務を2年以上履行しなかったとき。
- (2) 総正会員が同意したとき。
- (3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。

(拠出金品の不返還)

第11条 既納の会費その他の拠出金品は返還しない。

第4章 総会

(構成)

第12条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とする。

(権限)

第13条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)並びにこれらの附属明細書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第14条 総会は、定期総会として毎年度6月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第15条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

(議長)

第16条 総会の議長は、当該総会において正会員の中から選出する。

(議決権)

第17条 総会における議決権は、正会員1人につき1個とする。

(決議)

第18条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。

(書面表決)

第19条 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は代理人をもって表決権を行使することができる。

2 前項の場合、前2条の規定の適用については、その正会員は出席したものとみなす。

(議事録)

第20条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び総会において選任された議事録署名人2人以上は、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員及び顧問

(役員の設置)

第21条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 15人以上20人以内
- (2) 監事 2人以上3人以内

2 理事のうち1人を会長、2人以内を副会長、2人以内を常務理事とする。

3 前項の会長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、常務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員の選任)

第22条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

2 会長、副会長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(役員の構成)

第23条 理事のうち、理事のいずれか1人とその配偶者又は三親等内の親族その他特別な関係がある者の合計数が、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

2 他の同一の団体の理事又は使用人である者その他これに準じる相互に密接な関係にある理事の合計数が、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

(理事の職務及び権限)

第24条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 副会長は、会長を補佐する。

4 常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

5 会長及び常務理事は、毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第25条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の

状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

第26条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

- 2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 3 理事又は監事は、第21条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第27条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第28条 理事及び監事に対して、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(顧問)

第29条 この法人に、任意の機関として、3人以上5人以内の顧問を置く。

- 2 顧問は、次の職務を行う。
 - (1) 会長の相談に応じること
 - (2) 理事会から諮問された事項について参考意見を述べること
- 3 顧問の選任及び解任は、総会において決議する。
- 4 顧問は、無報酬とする。

第6章 理事会

(構成)

第30条 この法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第31条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長及び常務理事の選定及び解職

(招集)

第32条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第33条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第34条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会へ報告することを要しない。

- 2 前項の規定は、第24条第5項の規定による報告については、適用しない。

(議事録)

第35条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 支会

(支会)

第36条 この法人は、法人の事業を遂行するため、必要な地に支会を置く。

- 2 前項の支会の名称、区域及び運営の細則は、理事会において定める。

第8章 職域部会

(職域部会)

第37条 この法人に、必要な職域部会及び職域部会幹事会を置く。

- 2 前項の職域部会は、各職域ごとに所属するすべての会員で構成する。

- 3 第1項の職域部会は、次に掲げる事項を行う。

(1) 各職域の実態調査及び諸課題の解決に取り組むこと

(2) 各職域の事業の企画及び運営を推進すること

- 4 第1項の職域部会幹事会は、各職域部会幹事会（分会を置く職域部会にあっては、職域部会幹事会）ごとに理事1人及び会員5人以上7人以内で構成する。

- 5 第1項の職域部会幹事会の幹事は、理事会において選任及び解任する。

- 6 第1項の職域部会及び職域部会幹事会の組織及び運営の細則は、理事会において定める。

第9章 専門委員会

(専門委員会)

第38条 この法人に、必要な専門委員会を置く。

- 2 前項の専門委員会は、各専門委員会ごとに会員5人以上10人以内の委員で構成する。

- 3 第1項の専門委員会は、次に掲げる事項を行う。
 - (1) 個別専門的課題の円滑な推進を図ること
 - (2) 会長の諮問に応じて答申し、若しくは意見を具申すること
- 4 第1項の専門委員会の委員は、理事会において推薦し、会長が選任及び解任する。
- 5 第1項の専門委員会の組織及び運営の細則は、理事会において定める。

第10章 食鳥検査事業運営委員会

(食鳥検査事業運営委員会)

- 第39条 この法人に、食鳥検査事業運営委員会を置く。
- 2 前項の食鳥検査事業運営委員会は、理事（食鳥処理業関係者その他の利害関係者を除く。）3人以上5人以内及び有識者2人以内の委員で構成する。
 - 3 第1項の食鳥検査事業運営委員会は、次に掲げる事項を行う。
 - (1) 食鳥処理事業の規制及び食鳥検査に関する法律に基づく食鳥検査を適正かつ公正に運営すること
 - (2) 食鳥検査事業の円滑な推進を図ること
 - 4 第1項の食鳥検査事業運営委員会の委員は、理事会において選任及び解任する。
 - 5 第1項の食鳥検査事業運営委員会の運営の細則は、理事会において定める。

第11章 事務局

(事務局)

- 第40条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。
- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
 - 3 事務局長の選任及び解任は、理事会において決議する。
 - 4 職員は、会長が任免する。
 - 5 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

第12章 会計

(事業年度)

第41条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

- 第42条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。
- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第43条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
- (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第4号の書類については、定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、他の書類については承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び正会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

第13章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第44条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(剰余金の分配の禁止)

第45条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

(解散)

第46条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第47条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第14章 公告の方法

(公告の方法)

第48条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第15章 補則

(委任)

第49条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に関し必要な事項は、理事会の決議によって定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般法人の設立の登記を行ったときは、第41条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の会長、副会長、常務理事は、次のとおりとする。

会長 多田洋悦、 副会長 品川邦汎・金田一嘉昭、 常務理事 工藤竹昭